

令和8年度
(中太建0012)

維工－第12号 中道下村線舗装打換え工事

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年9月

大仙市 建設部 中仙・太田建設水道事務所

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	条件		内 容
1 共通仕様書の適用			本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和7年10月以降適用）
2 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し
		ある 発注者指 定方式	
		ある 任意着手 方式	
3 技術者の専任	●	ない 通常の契 約工事	・専任を要しない主任技術者
		ない 余裕期間 設定工事	
		ある 通常の契 約工事	
		ある 余裕期間 設定工事	
4 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し
		ある	

5 電子納品の登録 ※電子納品運用ガイドライン等の運用	●	ない	・ 成果品登録なし(発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する)													
		ある														
6 工事施工調整会議 (三者協議)	●	ない	・ 対象なし													
		ある														
7 施工調査の対象工事	●	ない	・ 対象なし													
		ある														
8 施工手段等の指定 (契約指定事項)	●	ない	・ 指定事項なし													
		ある														
9 検査・品質管理関係																
(1)中間検査の対象工事	●	ない	・ 中間検査なし													
		ある														
(2)段階確認 (追加がある場合)		ない														
	●	ある					・ 土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編3-1-1-4の段階確認に指定された工種に、次の工種を追加するものとする。									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">舗装打換え工</td> <td>準備工</td> <td>起工測量完了時</td> <td>基準高</td> </tr> <tr> <td>不陸整正</td> <td>不陸整正後</td> <td>基準高</td> </tr> </tbody> </table>				種別	細別	確認時期	確認項目	舗装打換え工	準備工	起工測量完了時	基準高	不陸整正	不陸整正後
種別	細別	確認時期	確認項目													
舗装打換え工	準備工	起工測量完了時	基準高													
	不陸整正	不陸整正後	基準高													
(3)重点監督対象工事	●	ない	・ 対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。													
		ある														

(4)規格値 (新たに定める場合)	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）
		ある	
(5)施工管理 (座標値による出来形管理) 【道路・河川等】	●	ない	・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。
		ある	
(6)施工管理 (座標値による出来形管理) 【橋梁等】	●	ない	・対象なし
		ある	
(7)品質証明（社内検査） 制度対象工事 ※予定価格2億円以上	●	ない	・対象なし
		ある	
(8)非破壊試験等による コンクリートの品質管理	●	ない	・対象なし
		ある (強度)	
		ある (配筋・ かぶり)	
10 ICT活用モデル工事の対象		発注者 指定型	
		受注者 希望型	
	●	対象外	・本工事は、ICT活用モデル工事の対象外とする。

11 簡易型ＩＣＴ活用モデル工事の対象		発注者 指定型	
		受注者 希望型	
	●	対象外	・ 本工事は、簡易型ＩＣＴ活用モデル工事の対象外とする。
12 週休２日制工事の対象	●	完全週休2 日(土日)	・ 本工事は、大仙市週休２日制工事（完全週休２日（土日））である。 ・ 受注者は、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「大仙市週休２日制工事実施要綱」及び「大仙市週休２日制工事に関する運用」に基づいて実施するものとする。
		完全週休2 日交代制	
		対象外	
13 遠隔臨場の実施	●	ない	・ 本工事は、遠隔臨場の適用工事ではない。ただし、受注者が遠隔臨場の適用を希望する場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用することができる。 ・ 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
		ある	
14 情報共有システム（ＡＳＰ）の利用	●	ない	・ 対象なし
		ある	
15 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）	・ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・ 受注者は契約書第５５条第２項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。		
16 その他特記事項 （１日未満で完了する作業の積算の適用）	・ 「１日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第１編共通編第１章総則第１節５９によるものとする。 ・ １日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、１箇所当りの作業量とする。 ・ 本工事は全体作業量を１箇所当りの作業量とする。		

17 その他特記事項 (余裕期間制度適用の場合)	
18 その他特記事項 (工事完成図書の提出)	・ 工事完成図書は全て監督員の完了確認を受け、訂正等ある場合は書類を修正してから契約工期内に提出しなければならない。
19 その他特記事項 (完成届について)	・ 完成写真を添付して提出すること。写真は起点・終点側から撮影し工事施工箇所全体が分かるように撮影すること。また、「建設業退職金共済証紙貼付実績書」を作成し、添付して提出すること。
20 その他特記事項 (建設工事下請負の適正化)	・ 建設工事に係る下請負にあたっては、大仙市の「建設工事下請負の適正化に関する要綱（平成31年4月1日施行）及び「下請負に関する運用ガイドライン（平成28年4月1日施行）」を遵守すること。特に「要点検工事」に該当する場合は、事前協議が必要となるので十分留意すること。 ・ 下請負の事前協議及び下請負届は速やかに提出し、下請負工期開始直前の提出にならないこと。
21 その他特記事項 (週報の提出)	・ 受注者は指定された様式で期日までに監督職員に提出すること。 1) 前週の作業日報（週単位） 2) その週の作業予定表（週単位） 月曜の午前中を指定期間とするが、月曜が休日の場合は翌日（火曜）の午前中とする。 舗装修繕等は「週報等の提出期間について監督職員と別途協議すること」等追記して記載

第2章 材料

項 目 (節)	条 件		内 容
1 工事材料の品質証明指定	●	ない	・ 指定材料なし
		ある	
2 再生資材の使用	●	ない	・ 使用なし
		ある	
3 購入土の品質	●	ない	・ 品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）
		ある	
4 建設発生土の有効利用	●	ない	・ 他工事から搬入なし
		ある	
5 レディミクストコンクリートの使用	●	ない	・ 使用なし
		ある	
6 重要なコンクリート構造物品質管理 ※コンクリート構造物特記仕様書 (H23. 4. 1)	●	ない	・ 該当なし
		ある	

7 セメントコンクリート製品の指定材料	●	ない	・ 指定なし																			
		ある																				
8 瀝青材料の使用		ない																				
	●	ある	・ ①本工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>規格</th> <th>工種</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生②密粒度As(13)</td> <td>車道舗装工（表層）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				材料名	規格	工種	摘要	アスファルト	再生②密粒度As(13)	車道舗装工（表層）									
	材料名	規格	工種	摘要																		
	アスファルト	再生②密粒度As(13)	車道舗装工（表層）																			
9 再生アスファルト混合物の使用 （溶融スラグ入り）	●	ない	・ 使用なし（使用を妨げるものではない）																			
		ある																				
10 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート 製品または、フライッシュ入りプレ キャストコンクリート製品の使用	●	ない	・ 使用なし（使用を妨げるものではない）																			
		ある																				
11 県産材（間伐材）を利用した 工事名標示板	●	ない	・ 使用なし（使用を妨げるものではない）																			
		ある																				
12 その他特記事項 （中東情勢の変化による建設 資材の流通状況を踏まえた設 計変更）																						
13 その他特記事項																						
14 その他特記事項																						

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編 第1章 総則

項 目（節）	内 容		
1 積算基準	（1）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （2）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。 ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔道路編〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部 ・建設機械等損料算定表（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部		
2 施工調査	●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。
		ある	

第2編 現場説明事項 第1章 条件明示

1 工程関係			
(1) 工期設定	本工事は下記のとおり工期を設定しています。		
	不稼働日数	$(\text{工期}67\text{日}-\text{準備及び後片付け期間}50\text{日}) \times (13.8/30) = 8 \text{ 日}$	
	準備期間	30日	
	後片付け期間	20日	
	※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。 ※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-1-30■不稼働日数」参照		
(2) 関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし
		ある	
(3) 施工時期、時間及び 施工方法の制限	●	ない	・制限なし
		ある	
(4) 関係機関、自治体等との協議	●	ない	・協議なし
		ある	
(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	●	ない	・条件なし
		ある	

2 用地関係							
(1) 工事用地等の制限	●	ない	・制限なし				
		ある					
(2) 官有地(民有地)の使用	●	ない	・使用なし				
		ある					
3 公害関係							
(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	●	ない	・制限なし				
		ある					
(2) 事業損失防止に係る調査	●	ない	・事前・事後調査なし				
		ある					
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】	1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。 2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条) 3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。 4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。						
4 安全対策関係							
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導警備員の計上】		ない					
	●	ある	・ 本工事における工事期間中の交通管理として計上する交通誘導警備員は、下記によるものとします。なお、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。 (「施工箇所が点在する工事」以外の場合) <table><tr><td>名称</td><td>計上人数</td></tr><tr><td>交通誘導警備員(B)</td><td>2 (0)</td></tr></table> ※()は交代要員で内数	名称	計上人数	交通誘導警備員(B)	2 (0)
	名称	計上人数					
交通誘導警備員(B)	2 (0)						

(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項	●	ない	・対象なし					
		ある						
(3) 発破作業に関する事項	●	ない	・対象なし					
		ある						
5 工事用道路関係								
(1) 一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし					
		ある						
(2) 仮設道路の設置	●	ない	・設置なし					
		ある						
6 仮設備関係								
(1) 仮設備の指定	●	ない	・指定なし（任意仮設）					
			<table border="1"> <tr> <td>仮設物 条件等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		仮設物 条件等			
	仮設物 条件等							
	ある							
(2) 仮設備の引渡・引継	●	ない	・引継・引渡なし					
		ある						
7 工事支障物件関係								
(1) 占用支障物件の有無	●	ない	・占用支障物件なし					
		ある						
(2) 占用物件との重複施工	●	ない	・重複施工なし					
		ある						

8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等										
(1) 建設リサイクル法の対象工事 【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を 使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート ②請負額が500万円以上(税込み)の工事	●	ない	・適用なし							
		ある								
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)		ない								
	●	ある	・ 工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。							
			<table border="1"> <tr> <td>① 搬入資材</td> <td>アスファルト殻</td> </tr> <tr> <td>② 搬入場所、運搬距離</td> <td>Takamitu(株)、L=5.4km</td> </tr> <tr> <td>③ 所在地</td> <td>大仙市下鷲野遠藤65-38</td> </tr> <tr> <td>④ 仮置き等</td> <td>なし</td> </tr> </table>	① 搬入資材	アスファルト殻	② 搬入場所、運搬距離	Takamitu(株)、L=5.4km	③ 所在地	大仙市下鷲野遠藤65-38	④ 仮置き等
① 搬入資材	アスファルト殻									
② 搬入場所、運搬距離	Takamitu(株)、L=5.4km									
③ 所在地	大仙市下鷲野遠藤65-38									
④ 仮置き等	なし									
9 薬液注入関係										
(1) 薬液注入の施工	●	ない	・施工なし							
		ある								
10 その他										
(1) 工事現場発生品の処理 (工事現場再利用品)	●	ない	・発生品又は再利用品なし							
		ある								

(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	●	ない	・対象外
		ある (当初計上)	
(3) その他条件 (週休2日制工事)	●	完全 週休2日 (土日)	・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日（土日）を実施する工事であり、完全週休2日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「大仙市週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。 ・工期内において、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休2日が未達成の場合は補正は行いません。
		完全 週休2日 交替制	
(4) その他条件	●	ない	・条件なし
		ある	

11 諸経費関係（積算上の条件明示）		
(1) 施工地域区分		・（「施工箇所が点在する工事」以外の場合） 本工事における共通仮設費及び現場管理費の地域補正については、施工地域区分を「一般交通影響あり(2)-1」として積算しています。
(2) 施工時期補正 ・積雪寒冷地区分		ない
	●	ある
・ 本工事における現場管理費の寒冷地区分、冬期日数は次のとおりです。 積雪寒冷地区分：4 級地（補正係数 1.20） 工期日数67日間 冬期日数48日間		
12 施工方法		
(1) 一般施工 （見積もり条件）	工種	
	舗装版切断	・ 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、適正に処理するものとする。
	路肩盛土	・ 路肩盛土の土材料について、積算上はRC-40で計上していますが、使用を制限するものではありません。実際に使用する土材料については、監督員と協議のうえ決定してください。